

3. 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

3.1 環境影響評価項目の選定

福岡市環境影響評価条例（平成10年3月30日 最終改正 平成12年3月27日）、福岡市環境影響評価技術指針（平成11年3月29日 最終改正 平成20年9月9日）に定めるところにより、事業特性、地域特性を踏まえ、調査、予測及び評価を行う項目として、表3.1-1に示す、粉じん等、騒音、低周波音、振動、地盤、廃棄物等、残土の7項目を選定しました。

表 3. 1-1 環境影響評価項目の選定理由

事業の種類				鉄道				事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由		
影響要因の区分				工事の実施		存在・供用				
環境要素				建設工事の実施 (開削・シールド工事等)	資材等運搬車両の走行	構造物の存在	列車の走行(地下式)			
								地域特性	事業特性	項目選定の理由
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	粉じん等	○	○			<p>対象事業実施区域より南西方向約3.0kmの位置にある福岡管区気象台の平均風速は年間を通じて2.9m/s、最多風向は3月から10月は北、11月から2月は南東となっています。</p> <p>降下ばいじん量は2.6t/km²/月であり、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標とした20t/km²/月の目安を下回っています。</p> <p>対象事業実施区域周辺は商業地域ですが、一部住居や学校等の保全対象が存在しています。</p>	<p>中間駅及び博多駅の開削工事等に伴い、地上部において建設機械が稼働することから、工事区域周辺で粉じん等が発生するものと考えられます。</p> <p>また、資材等運搬車両の走行に伴い、道路の沿線で粉じん等の発生が考えられます。なお、走行ルートに関しては、主要幹線道路を主に走行する計画としています。</p>	<p>対象事業実施区域周辺には、一部住居等の保全対象が存在し、工事中の建設機械の稼働や資材等運搬車両の走行に伴い、粉じん等の影響の恐れがあることから選定しました。</p>
		騒音	騒音	○	○			<p>対象事業実施区域周辺は商業地域ですが、一部住居や学校等の保全対象が存在しています。これら地域における環境騒音の状況は、周辺が商業地域であるため、生活騒音や自動車騒音が日常的に発生していると考えられます。</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺における自動車騒音の面的評価の結果は、環境基準を達成している戸数の比率が38.5～100%となっています。</p>	<p>中間駅及び博多駅の開削工事等に伴い、地上部において建設機械が稼働することから、工事区域周辺で騒音が発生するものと考えられます。</p> <p>また、資材等運搬車両の走行に伴い、道路の沿線で騒音の発生が考えられます。なお、走行ルートに関しては、主要幹線道路を主に走行する計画としています。</p>	<p>対象事業実施区域周辺には、一部住居等の保全対象が存在し、工事中の建設機械の稼働や資材等運搬車両の走行に伴い、騒音の影響の恐れがあることから選定しました。</p>
			低周波音				○		<p>対象事業実施区域周辺は商業地域ですが、一部住居等の保全対象が存在しています。</p>	<p>中間駅及び博多駅付近に換気塔を建設する計画としています。</p>
		振動		○	○			○	<p>対象事業実施区域周辺は商業地域ですが、一部住居や学校等の保全対象が存在しています。これら地域における環境振動の状況は、周辺が商業地域であるため、生活振動や自動車振動が日常的に発生していると考えられます。</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺における自動車振動の調査結果は、昼間42～47dB、夜間39～44dBと要請限度を下回っています。</p>	<p>中間駅及び博多駅の開削工事等に伴い、地上部において建設機械が稼働することから、工事区域周辺で振動が発生するものと考えられます。</p> <p>また、資材等運搬車両の走行に伴い、道路の沿線で振動の発生が考えられます。なお、走行ルートに関しては、主要幹線道路を主に走行する計画としています。</p> <p>列車の走行ルートについては、自動車交通量の多い主要幹線道路(国道道路、はかた駅前通り)に沿って計画しています。</p>
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	廃棄物等	○				<p>福岡市では、「循環のまち・ふくおか基本計画～福岡市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画～」を策定し、具体的な展開を図ることとしています。その結果、平成21年度の事業系ごみ要処理量は約29万4千トンとなり、基準年度の約37万トンと比較すると20.4%減少し、目標年次の数値目標である31万トンを下回っています。また、ごみ減量・リサイクル率に関しては、22.5%と基準年度と比較して7.5ポイント上昇しています。</p> <p>対象事業実施区域では、中間処理施設及び残土の福岡市指定処分場は存在しません。</p>	<p>開削工事やシールド工事、既存の工作物の除去により、コンクリート殻やアスファルト殻、汚泥等の廃棄物等が発生します。</p>	<p>開削工事やシールド工事、既存の工作物の除去により発生する廃棄物等が対象事業実施区域外に搬出されるため、廃棄物等による環境への影響のおそれがあることから選定しました。</p>
			残土	○					<p>開削工事やシールド工事により、掘削土砂(残土)が発生します。</p>	<p>開削工事やシールド工事により発生する残土が対象事業実施区域外に搬出されるため、残土による環境への影響のおそれがあることから選定しました。</p>
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物等	残土	○				<p>開削工事やシールド工事により、掘削土砂(残土)が発生します。</p>	<p>開削工事やシールド工事により発生する残土が対象事業実施区域外に搬出されるため、残土による環境への影響のおそれがあることから選定しました。</p>	